

広島市規則第27号

令和8年3月27日

広島市環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

広島市環境影響評価条例施行規則（平成11年広島市規則第79号）の一部を次のように改正する。

第18条第4項中「旨」の右に「（以下この項において「公示事項」という。）を行政手続条例（平成7年広島市条例第5号）第15条第4項の規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面」を加え、「へ掲示することにより行うことができる」を「に掲示し、又は公示事項を本市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うことができる」に、「掲示を始めた」を「当該措置を開始した」に改める。

附 則

この規則は、令和8年5月21日から施行する。